

## ビジネス著作権検定® 上級問題集 改訂内容のご案内

2019年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正および、2019年7月1日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正が施行されました。この法改正に伴い、『ビジネス著作権検定上級問題集(第7版第1刷発行日:2017年5月31日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

※2019年3月付の「ビジネス著作権検定® 上級問題集 改訂内容のご案内」と併せてご確認ください。

### <改訂内容対応表>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 72 【関連条文】	<p>&lt;著作権法第49条1項&gt; 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。</p> <p>一 第三十条第一項、<u>第三十条の三</u>、第三十一条第一項第一号若しくは<u>第三項後段</u>、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行った者</p>	<p>&lt;著作権法第49条1項&gt; 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。</p> <p>一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行った者</p>
練習問題 正答・解説 p. 84 【関連条文】	<p>&lt;著作権法第77条&gt; 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>一 <u>著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限</u></p> <p>二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限</p>	<p>&lt;著作権法第77条&gt; 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>一 著作権の移転(相続その他の一般継承によるものを除く。次号において同じ。)若しくは信託による変更又は処分の制限</p> <p>二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限</p>
過去問題1 正答・解説 p. 147 問題9	<p>一 第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項、<u>第33条の3第1項</u>又は第34条第1項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの</p>	<p>一 第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項又は第34条第1項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>過去問題1 正答・解説 p. 151 ～152 問題19</p>	<p>イ 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、<u>教科用図書(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第一項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)</u>に掲載することができる(33条1項)が、大学のテキストは、教科用図書にあたらない。また、参考資料として小説全文を掲載することは、「引用の目的上正当な範囲内」と認められないため、引用にもあたらず(32条1項)、いずれの権利制限規定にも該当しない。</p> <p>エ 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信を行うことができる(36条1項)。この場合、翻訳して利用することができる(<u>47条の6第1項3号</u>)。</p>	<p>イ 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。)に掲載することができる(33条1項)が、大学のテキストは、教科用図書にあたらない。また、参考資料として小説全文を掲載することは、「引用の目的上正当な範囲内」と認められないため、引用にもあたらず(32条1項)、いずれの権利制限規定にも該当しない。</p> <p>エ 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信を行うことができる(36条1項)。この場合、翻訳して利用することができる(43条2号)。</p>
<p>過去問題1 正答・解説 p. 155 問題25</p>	<p>ウ <u>著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない(77条1号)。</u></p>	<p>ウ 著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)若しくは信託による変更又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない(77条1号)。</p>
<p>過去問題2 正答・解説 p. 173 問題23</p>	<p>イ <u>著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない(77条1号)。</u>権利を移転した場合は文化庁等へ登録することにより第三者対抗要件を有するので、著作権の譲渡の登録制度はある。ただし、登録をしなくても譲渡の効力自体は発生する。</p>	<p>イ 著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)若しくは信託による変更又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない(77条1号)。権利を移転した場合は文化庁等へ登録することにより第三者対抗要件を有するので、著作権の譲渡の登録制度はある。ただし、登録をしなくても譲渡の効力自体は発生する。</p>

以上